



2020年5月27日

各位

会社名 プレミアグループ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 柴田 洋一  
 (コード番号: 7199 東証市場第一部)  
 問合せ先 常務執行役員 金澤 友洋  
 (TEL. 03-5114-5708)

**ストックオプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ**

当社は、2020年5月27日開催の取締役会において、下記のとおり、ストックオプション（新株予約権）の行使条件の変更について2020年6月29日開催予定の第5期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更の効力発生につきましては、本定時株主総会において、当該変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

記

1. 変更の理由

相続人による行使が認められていない新株予約権について、相続人による行使を認めることとするために、新株予約権の行使条件の一部を変更するものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

第1回新株予約権B（2016年3月15日の株主総会決議）

3. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
<p><b>5. 新株予約権の内容</b></p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 (中略)</p> <p>ウ 上記ア及びイにかかわらず、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(ア) 当社又はその子会社における役員及び従業員のいずれの地位も失った場合（但し、正当な理由なく役員を解任されたことにより、当該地位を有しないこととなった場合を除く。） (中略)</p>	<p><b>5. 新株予約権の内容</b></p> <p>(7) 新株予約権の行使の条件 (中略)</p> <p>ウ 上記ア及びイにかかわらず、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(ア) 当社又はその子会社における役員及び従業員のいずれの地位も失った場合（但し、正当な理由なく役員を解任されたことにより、当該地位を有しないこととなった場合を除く。） (中略)</p>

SOCIAL DISTANCE



守ろう、大切な命。



変更前	変更後
エ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使 <u>できない</u> 。  (後略)	エ <u>上記ウ(ア)にかかわらず</u> 、新株予約権者の相続人は新株予約権を行使 <u>することができる</u> 。  (後略)

以 上